老齢基礎年金

条文	保険料納付期間又は保険料免除期間（学生の保険料納付特例を除く）を有する者が65歳に達したときに支給する。ただし、その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年に満たないときはこの限りではない
支給要件	①65歳に達していること ②保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生の保険料納付特例及び保険料納付猶予制度に係るものを除く）を有していること ③受給資格期間を満たしていること
保険料納付済期間	①第1号被保険者期間のうち、保険料を納付した期間及び産前産後期間における保険料免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間 ②第2号被保険者期間のうち、20歳以上60歳未満の期間 ③第3号被保険者期間 ④旧国年法の被保険者期間（～S61.4.1）のうち、保険料納付済期間（任意加入被保険者期間を含む） ⑤旧厚年・船員保険（共済）の被保険者（加入者）期間（S36.4.1～S61.3.31）のうち、20歳以上60歳未満の期間
保険料免除期間	①第1号被保険者期間のうちの免除期間（法定免除・申請全額免除・学生納付特例・保険料納付猶予制度） ②第1号被保険者期間のうちの一部免除期間（申請4分の3免除・申請半額免除・申請4分の1免除） ③旧国年法（～S61.4.1）のうちの免除期間
支給額	①原則（納付済≧480月）　780,900円×改定率（50円未満切捨て、50円以上100円未満切上げ） ②例外（納付済＜480月）　780,900円×改定率×{a～hを合算した月数（480を限度）÷480}

a	納
b	1/4 （480－ 納 が限度）×8分の7
c	（ 1/4 － b）×8分の3
d	半 （480－ 納 － 1/4 が限度）×4分の3
e	（ 半 － d）×4分の1
f	3/4 （480－ 納 － 1/4 － 半 が限度）×8分の5
g	（ 3/4 － f）×8分の1
h	全 （480－ 納 － 1/4 － 半 － 3/4 が限度）×2分の1

※全額免除期間（ 全 ）は学生納付特例及び保険料猶予制度に係るものを除く
（受給資格期間には含めるが年金額には反映しない）

加入可能年数	大正15.4.2～S2.4.1　25年 S15.4.2～S16.4.1　39年
失権	受給権者が死亡したときは、消滅する（65歳に達した翌月～死亡した月まで支給される）

SAMPLE

振替加算	
支給要件	①T15.4.2～S41.4.1（S36.4.1+女性の5年）までの間に生まれた者 ②65歳到達日において、a.b.の要件に該当するその者の配偶者（夫）によって生計維持していた ③65歳前日において、その者の配偶者（夫）が次のa.又はb.に掲げる加給年金額の計算の基礎となっていた a.老齢厚年、退職共済の受給権者（20年（240月）以上に限る） b.障害厚年、障害共済の受給権者（障害基礎の受給権者（1・2級該当者）に限る）
支給開始時期 注意	①年下の妻：65歳になった翌月から支給 ②年上の妻：妻が65歳になった以後にその者の配偶者（夫）が上記a.b.に該当したときは、その月の翌月から支給 老齢基礎繰上げをしても65歳から振替加算される。繰下げの場合は老齢基礎の開始と同時に振替加算される （繰下げしても振替加算額は変わらない）
振替加算額	224,700円×改定率に受給権者の生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額 T15.4.2～ S2.4.1　224,700×改定率×1.000 （≠¥224,700） S40.4.2～ S41.4.1　224,700×改定率×0.067 （≠¥ 15,100）
振替加算に関する特例	保険料納付済期間及び保険料免除期間を有さず、かつ、合算対象期間及び学生納付特例による保険料免除期間が10年以上ある者が、振替加算の要件に該当するときは、振替加算額に相当する額の老齢基礎年金が支給される
振替加算されない場合	老齢基礎年金の受給権者（妻）が、老齢厚年・退職共済（20年（240月）以上に限る）等の老齢又は退職を支給事由とする給付を受けることができるとき
支給停止	障害基礎・障害厚年・障害共済等の障害を支給事由とする年金給付の支給を受けられるとき （老齢基礎が停止になるので、同時に振替加算も停止になる）（遺族基礎年金を受けても支給停止されない）
繰上げ	
支給要件	①保険料納付済期間又は保険料免除期間（学生納付特例及び保険料納付猶予制度に係るものを除く）がある者 ②60歳以上65歳未満である者 ③請求日前日において受給資格期間を満たしていること ④任意加入被保険者でないこと ⑤厚生労働大臣に請求できる
支給開始時期	請求があった日から支給される （受給権発生するという意味、実際の支給は翌月から）
減額率	1,000分の4に繰上げ請求した月から65歳に達する前月までの月数を乗じて得た率 （ 減額率 = 1,000分の4×繰上げ月数 ） ※付加年金も繰上げされ、減額率も準用される（振替加算は違う）
繰上げした場合の制約	②国民年金に任意加入することはできない ③その後、発生した事後重症の障害基礎年金及び寡婦年金等は支給されない ④寡婦年金の受給権は消滅する
繰下げ	
支給要件	①66歳に達する前に、老齢基礎年金を請求していなかったこと ②65歳に達したとき又は65歳に達した日から66歳に達した日までの間に、次のa.又はb.の受給権を有していないこと a.国年の他の年金給付（障害・遺族のこと。老齢・付加年金を除く） b.厚年による年金給付（老齢・退職の年金を除く） ③大臣に申出をすることができる
例外	66歳に達した日後に次のa.又はb.に掲げる者が支給繰下げの申出をしたときは、a.又はb.に定める日に支給繰下げの申出があったものとみなされる a.75歳に達する日前に他の年金たる給付の受給権者となった者：他の年金たる給付を支給すべき事由が生じた日 b.75歳に達した日後にある者（a.の者を除く）：75歳に達した日
支給開始時期	申出のあった翌月から行われる （受給権を持ってるので、末尾が「行われる」となっている）
増額率	1,000分の7に受給権を取得した月から支給繰下げの申出をした前月までの月数（120を超えるときは120）を乗じて得た率 （ 増額率 = 1,000分の7×繰下げ月数 ） ※付加年金も繰下げされ、増額率も準用される（振替加算は違う）

SAMPLE